

各介護サービス事業所を運営する法人の代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長  
( 公 印 省 略 )

令和6年度「介護職員等処遇改善加算」等算定に係る処遇改善計画書等の提出について（通知）

日頃、本県の介護保険行政の推進について、格別の御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員の処遇改善については、令和6年度介護報酬改定において、現行の3加算を一本化し、介護職員等処遇改善加算として創設されることとなったところです。

今般、別添「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月15日老発0315第2号厚生労働省老健局長通知）のとおり、令和6年度の加算に係る処遇改善計画書の様式等が示されました。

については、令和6年度の加算を取得する場合は、下記のとおり、ご提出いただきますようお願いいたします。

また、令和6年4月サービス提供分から新たに加算を算定する場合又は算定区分に変更がある場合は、上記計画書とは別に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要となりますので、併せてご承知ください。

記

1 「介護職員等処遇改善計画書」等の提出期限

	加算算定時期	提出期限（必着）
1	現行3加算	令和6年4月15日
2	新加算（令和6年6月から取得）	令和6年4月15日 ※令和6年6月15日まで変更の届出を受け付けます。
3	新加算（令和6年7月以降から取得）	加算を取得する月の前々月の末日

※様式（編集可能媒体）は、当課ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/192802.htm>

2 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出期限

	加算算定時期	提出期限（必着）
1	現行3加算	令和6年4月15日
2	新加算（令和6年6月から取得）	(居宅系) 令和6年5月15日 (施設系) 令和6年6月1日 ※令和6年6月15日まで変更の届出を受け付けます。
4	新加算（令和6年7月以降から取得）	(居宅系) 算定開始月の前月の15日 (施設系) 算定開始月の1日

3 提出先・問い合わせ先（指定権者が鳥取県または南部箕蚊屋広域連合の場合）

担当	所在地	電話番号	メールアドレス
中部総合事務所県民福祉局 共生社会推進課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3128	chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
西部総合事務所県民福祉局 共生社会推進課	〒683-0054 米子市糺町1丁目160	0859-31-9314	seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
南部箕蚊屋広域連合事務局	〒683-0351 南部町法勝寺377-1	0859-39-6222	nan-mino@sanmedia.or.jp

4 その他

- ・指定地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型又は通所型サービス）に係る計画書等の提出先や提出期限等については、指定権者である市町村にお問い合わせください。  
※例年、計画書の提出先誤り等がございます。ご注意ください。
- ・厚生労働省 HP にて、制度概要説明動画や新加算移行支援ツール等が公開されています。ご参考としてください。  
厚生労働省 HP 「介護職員の処遇改善」  
URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201\\_42226.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html)

5 添付資料

- ・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月15日老発0315第2号厚生労働省老健局長通知）

**【担当】**

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課  
介護保険・施設担当  
電話：0857-26-7175  
ファクシミリ：0857-26-8168  
電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp